

ウ、さらに地元の大学、研究・試験検査機関との提携ができると進出を促す有力な決め手になる。R&D拠点の進出事例では、自社内の研究開発にとどまらず外部のさまざまな人々とのネットワークに頼っている。試作品や小ロット生産などには地元の中小企業が果たす役割は大きい。

参考資料

- 1 「最近の事例からみた中国系企業の対日進出の特徴」(本誌 82 号)
- 2 「事例からみた韓国企業の対日進出戦略」(本誌 83 号)
- 3 「最近の外資系企業の研究開発拠点投資の特徴」(本誌 94 号)

注

- 1 【北東アジア】 一般に北東アジア地域はモンゴルを含める。本稿でモンゴルを除外しているのは日本の対内直接投資統計では投資額は明らかではなく少額に留まると推測したためである。
- 2 【事例】 本稿の事例は、各社および進出先の自治体等の広報資料等を参考に取りまとめている。できる限り正確を期すよう確認に努めたが、本レポート出稿後の変更等によって記述が不適切となる場合がある。対日投資の実行には投資元の国の承認等が必要な場合があり承認済であるかどうかの確認をしていない。また、香港籍企業の中には中国の香港法人であるのか判断としないものがある。
- 3 【ライドシェア】 この分野で先行した米国の Uber も各国で成功したビジネスモデルを持ち込めず、日本のタクシー企業と提携している。日本での実証実験も『非合法』との指摘で実施できていない。一方、中国企業が、『自家用車を使い第 2 種運転免許を持たずにライドシェア行為を行う“白タク”行為の例が各地で行われている』との指摘がある。違法行為として摘発されるのはごく一部であるとの見方が根強くある。ライドシェアは、金銭の授受がネット上で国外で行われているので発覚しやすく、『違法行為』の摘発が難しい。なお、中国では合法なので、利用者が日本では違法との認識を持っていないこともある。また、決済が国外で行われる場合の“ライドシェア”は、事業者の所得に対する課税は容易ではない。
なお、日本でも、過疎地で例外的に“合法的”に提供する制度があるが、その普及はきわめて限定的である。
- 4 【山林原野等の土地取得】 日本では山林・原野の所有状況や売買の情報開示が充分ではない。農林水産省調査によると、2016 年 1 年間で外国資本が取得した森林は 777ha (“東京ディズニーランド 15 個分”)である。北海道が最大で、香港・台湾を含む中国系の土地取得者による買収面積が 81%を占める。中国系以外でも韓国に近い長崎県対馬では韓国資本による山林等の土地取得が集中している。土地を取得後、未利用のまま放置している状況にあると、地元住民から土地取得を続けることへの疑念の声が大きくなる。